

平成 29 年 7 月 27 日
 (株)住宅新報社
 出版・企画グループ
 TEL.03-6403-7806

【正誤】 上記書籍に、以下のような正誤が見つかりましたので、訂正ください。誤りにつきましましては、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置																	
P77 2 段 7 行目の後に行を改めて、追加	<p>⑥ 次の表の第一欄に掲げる者が宅地建物取引業者である場合においては、同表の第二欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とし、前二項の規定は、適用しない。</p> <table border="1" data-bbox="517 887 1353 1122"> <tr> <td data-bbox="517 887 740 972">宅地建物取引業者の相手方等</td> <td data-bbox="740 887 826 972">第一項</td> <td data-bbox="826 887 1123 972">宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項</td> <td data-bbox="1123 887 1353 972">少なくとも次に掲げる事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 972 740 994"></td> <td data-bbox="740 972 826 994"></td> <td data-bbox="826 972 1123 994">交付して説明をさせなければ</td> <td data-bbox="1123 972 1353 994">交付しなければ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 994 740 1079">第二項に規定する宅地又は建物の割賦販売の相手方</td> <td data-bbox="740 994 826 1079">第二項</td> <td data-bbox="826 994 1123 1079">宅地建物取引士をして、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について、これらの事項</td> <td data-bbox="1123 994 1353 1079">前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1079 740 1102"></td> <td data-bbox="740 1079 826 1102"></td> <td data-bbox="826 1079 1123 1102">交付して説明をさせなければ</td> <td data-bbox="1123 1079 1353 1102">交付しなければ</td> </tr> </table> <p>⑦ 宅地建物取引業者は、前項の規定により読み替えて適用する第一項又は第二項の規定により交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名押印させなければならない。</p>	宅地建物取引業者の相手方等	第一項	宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項	少なくとも次に掲げる事項			交付して説明をさせなければ	交付しなければ	第二項に規定する宅地又は建物の割賦販売の相手方	第二項	宅地建物取引士をして、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について、これらの事項	前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項			交付して説明をさせなければ	交付しなければ
宅地建物取引業者の相手方等	第一項	宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項	少なくとも次に掲げる事項														
		交付して説明をさせなければ	交付しなければ														
第二項に規定する宅地又は建物の割賦販売の相手方	第二項	宅地建物取引士をして、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について、これらの事項	前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項														
		交付して説明をさせなければ	交付しなければ														
P78 3 段 5 行目	「第三十五条の次に次の二項を加える。」以下を削除。																